

荒川区緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業のご案内

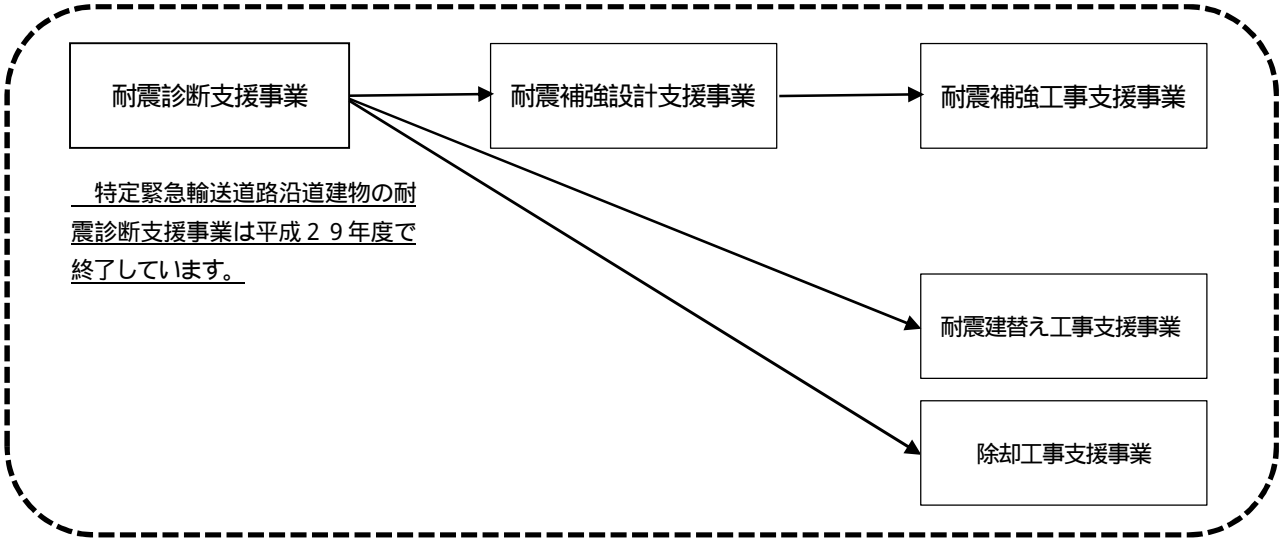


緊急輸送道路沿道建物の耐震化を支援します！

目的

地震発生時において緊急輸送道路（一般緊急輸送道路・特定緊急輸送道路）に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを実現するとともに、地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とします。

事業体系図



主な事業対象要件

緊急輸送道路に敷地が接する建築物のうち、次の全てに該当する建築物

- ・新耐震基準導入より前に建築された建築物
- ・以下の①又は②の高さを超える建築物

①前面道路幅員が12mを超える場合

道路境界線
高さ $L/2$
 45°
 $L/2$ $L/2$
前面道路幅員= L
緊急輸送道路

②前面道路幅員が12m以下の場合

道路境界線
高さ 6m
 45°
6m
緊急輸送道路

耐震診断支援事業

一般緊急輸送道路に敷地が接する建物 P4 路線図参照
道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 P1 主な事業対象要件参照
区内にある昭和56年5月31日以前に建築された建物

耐震補強設計支援事業

区の耐震診断支援事業を受けた建物

特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断支援事業は平成29年度で終了しています。

区内にある昭和56年5月31日以前に建築された建物

一般緊急輸送道路、特定緊急輸送道路に敷地が接する建物 P4 路線図参照
道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 P1 主な事業対象要件参照

区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、 I_s 値(構造耐震指標の値)が
0.6未満の建物 または 木造の場合 I_w 値が1.0未満の建物

耐震補強設計を行った結果、 I_s 値が0.6以上となる建物 または 木造の場合 I_w 値が
1.0以上となる建物

耐震補強設計者は、東京都耐震化推進条例第10条第1項で定められた者

耐震補強設計について第三者機関により評価を受けたもの

耐震補強工事支援事業

区の耐震補強設計支援事業において、耐震補強設計が行われた建物であること。

耐震建替え工事支援事業

「耐震建替え工事」は、既存の建物を除却するとともに、当該建物の敷地に建物を新たに
建築する工事をいいます。

区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、 I_s 値が0.6未満の建物 または
木造の場合 I_w 値が1.0未満の建物

耐震建替え工事後も耐震建替え工事前の建物の所有者が引き続き所有する建物

耐震建替え工事後の建物が、建築基準法その他の関係法令等に適合し、検査済証の交付を
受けたもの

除却工事支援事業による補助金を受けていないもの

密集住宅市街地整備促進事業の事業計画で、建替えに伴って拡幅整備を行うものとして位置付け
られた、現況幅員が6メートル未満の主要生活道路に接する敷地においては、耐震建替え工事後の建
物が当該主要生活道路の道路中心線から3メートル以上後退しているもの。

除却工事支援事業

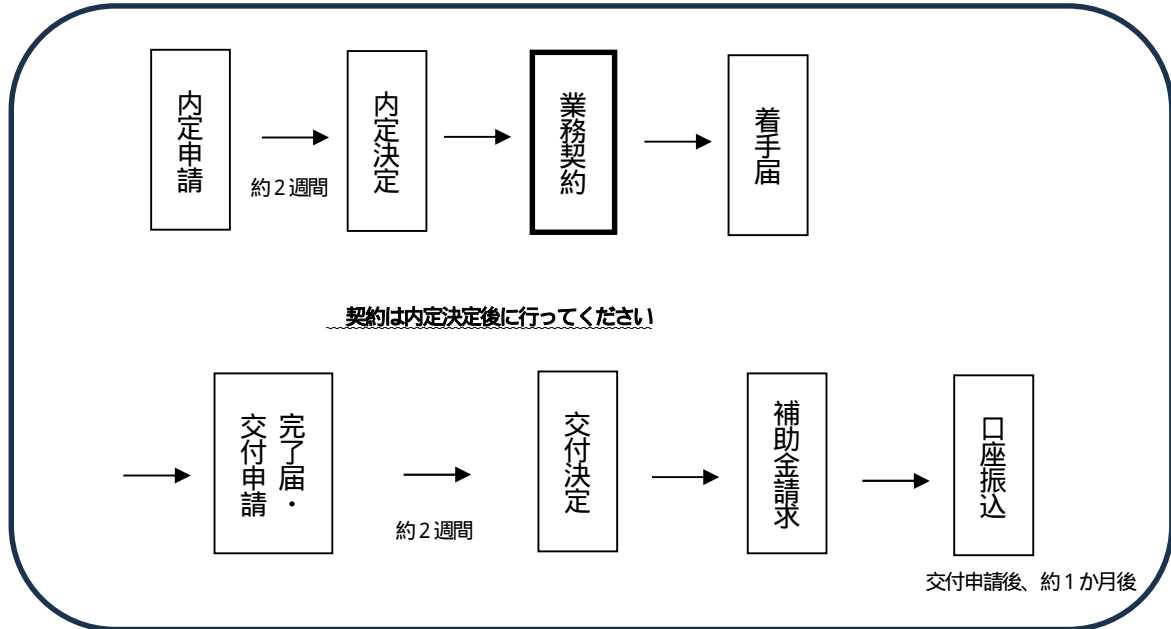
区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、 I_s 値が0.6未満の建物
または 木造の場合 I_w 値が1.0未満の建物

耐震建替え工事支援事業と除却工事支援事業の併用はできません。

補助対象者

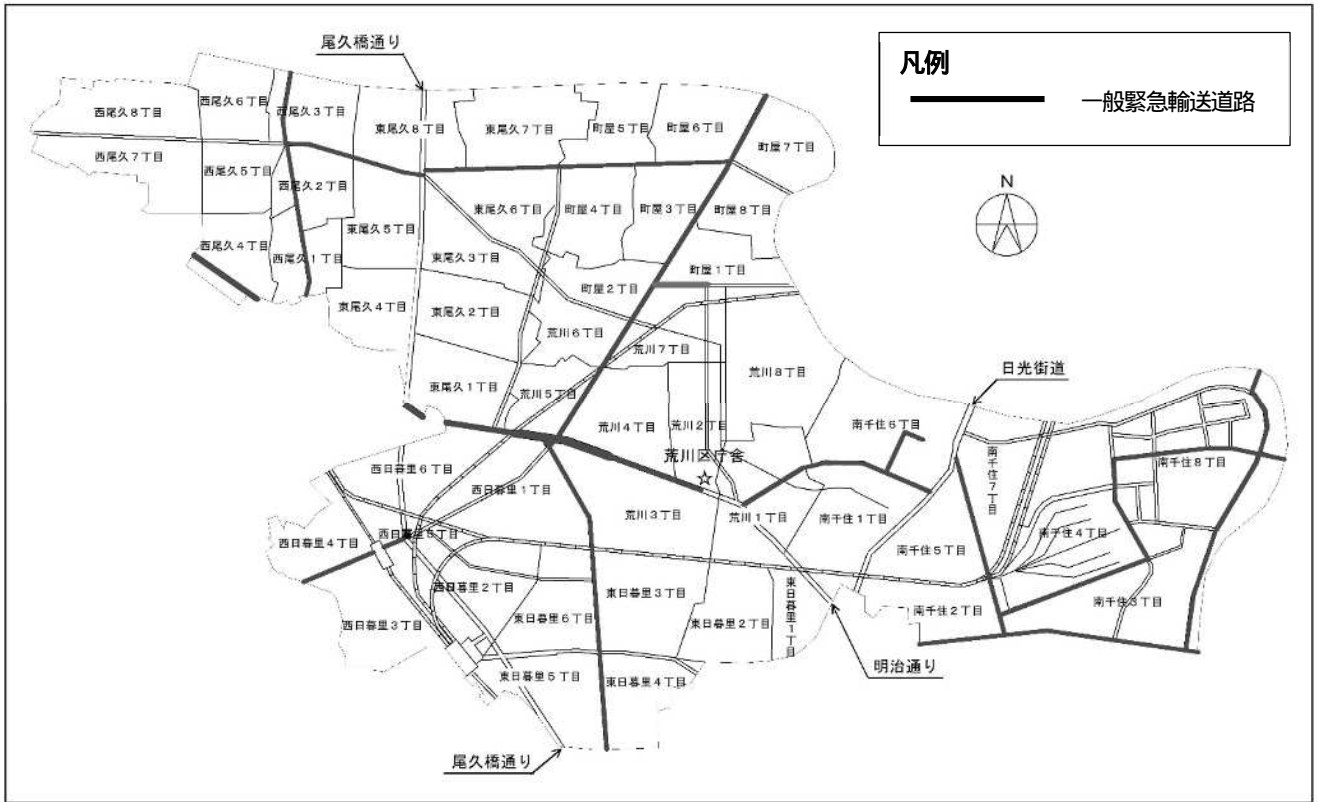
建物所有者（分譲マンションの場合は、管理組合又は区分所有者の代表者）

手続きの流れ

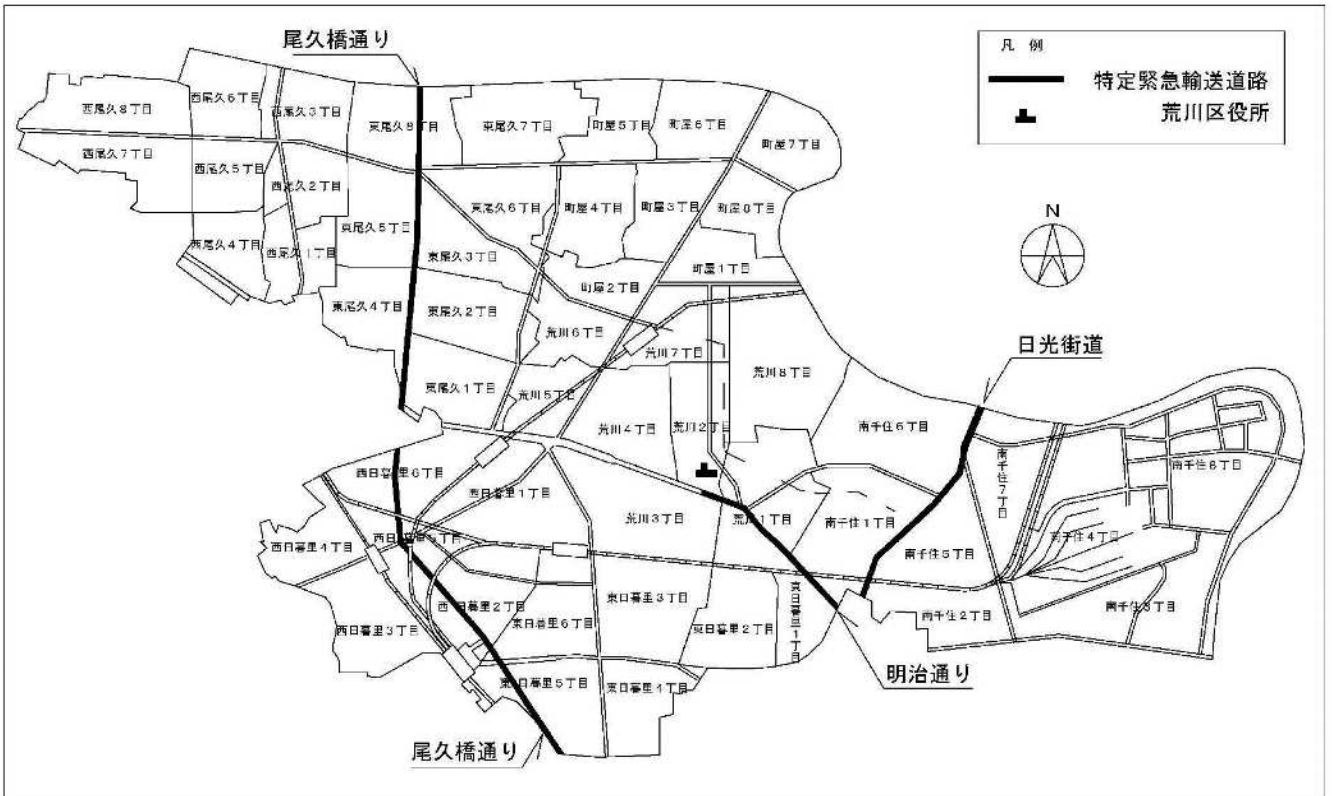


補助金の申請を検討される場合は、必ず担当者と事前にご相談ください。
手続きには余裕をもってご準備ください。

一般緊急輸送道路路線図



特定緊急輸送道路路線図



補助金の額について

費用区分	補助対象費用の限度額	補助率及び補助金の額
耐震診断に要する費用	<p>その延べ床面積に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額を合計した額</p> <p>(1) 延べ床面積が1,000㎡以内の部分 4,580円/㎡</p> <p>(2) 延べ床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 2,350円/㎡</p> <p>(3) 延べ床面積が2,000㎡を超える部分 1,570円/㎡</p>	<p>補助対象費用に10分の9を乗じて得た額</p> <p>一般緊急輸送道路沿道建物のみ対象</p>
耐震補強設計に要する費用	<p>その延べ床面積に、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額を合計した額</p> <p>(1) 延べ面積が1,000㎡以内の部分 5,000円/㎡</p> <p>(2) 延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 3,500円/㎡</p> <p>(3) 延べ面積が2,000㎡を超える部分 2,000円/㎡</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 一般緊急輸送道路沿道建物 補助対象費用に6分の5を乗じて得た額</p> <p>(2) 特定緊急輸送道路沿道建物 補助対象費用に10分の10を乗じて得た額</p>
耐震補強工事に要する費用	<p>次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「耐震補強工事限度額」という。）</p> <p>(1) 耐震診断により、I_s値が0.3未満相当であり、若しくはI_w値が0.7未満相当であると診断され、又は倒壊の危険性が高いと診断された建築物（住宅及びマンションを除く。） 次に掲げる区分に応じ、次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 その延べ床面積に6万2,700円/㎡を乗じて得た額。ただし、1棟当たり6億2,700万円を限度とする。 イ 免震工法等を含む特殊な工法による場合 その延べ床面積に9万3,300円/㎡を乗じて得た額。ただし、1棟当たり9億3,300万円を限度とする。</p> <p>(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物（住宅及びマンションを除く。） 次に掲げる区分に応じ、次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 その延べ床面積に5万7,000円/㎡（を乗じて得た額。ただし、1棟当たり5億7,000万円を限度とする。 イ 免震工法等を含む特殊な工法による場合 9万3,300円/㎡。ただし、1棟当たり9億3,300万円を限度とする。</p> <p>(3) 耐震診断により、I_s値が0.3未満相当であり、若しくはI_w値が0.7未満相当であると診断され、又は倒壊の危険性が高いと診断されたマンション</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 一般緊急輸送道路沿道建物 補助対象費用に、次に掲げる区分に応じ、次に定める割合を乗じて得た額を合計した額 ア 分譲マンション 6分の5 イ 分譲マンション以外の建築物 次に掲げる区分に応じ、次に定める割合 (ア) 5,000㎡以下の部分 6分の5 (イ) 5,000㎡を超える部分 2分の1</p> <p>(2) 特定緊急輸送道路沿道建物 補助対象費用に、次に掲げる区分に応じ、次に定める割合を乗じて得た額を合計した額 ア 分譲マンション 10分の9 イ 分譲マンション以外の建築物 次に掲げる区分に応じ、次に定める割合 (ア) 5,000㎡以下の部分 10分の9 (イ) 5,000㎡を超える部分 20分の11</p>

耐震補強工事に要する費用

- 次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 その延べ床面積に5万6,900円/m²を乗じて得た額(延べ床面積が1万m²を超える分譲マンションにあっては、次に掲げる区分に応じ、次に定める額を乗じて得た額を合計した額)ただし、1棟当たり5億6,900万円(延べ床面積が1万m²を超える分譲マンションにあっては、11億3,800万円)を限度とする。
- (ア) 延べ床面積が1万m²以内の部分
5万6,900円/m²
- (イ) 延べ床面積が1万m²を超える部分
2万8,450円/m²
- イ 免震工法等を含む特殊な工法による場合 その延べ床面積に8万6,400円/m²を乗じて得た額(延べ床面積が1万m²を超える分譲マンションにあっては、次に掲げる区分に応じ、次に定める額を乗じて得た額を合計した額)ただし、1棟当たり8億6,400万円(延べ床面積が1万m²を超える分譲マンションにあっては、17億2,800万円)を限度とする。
- (ア) 延べ床面積が1万m²以内の部分
8万6,400円/m²
- (イ) 延べ床面積が1万m²を超える部分
4万3,200円/m²
- (4) 前号に掲げるマンション以外のマンション
次に掲げる区分に応じ、次に定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 その延べ床面積に5万1,700円/m²を乗じて得た額(延べ床面積が1万m²を超える分譲マンションにあっては、次に掲げる区分に応じ、次に定める額を乗じて得た額を合計した額)ただし、1棟当たり5億1,700万円(延べ床面積が1万m²を超える分譲マンションにあっては、10億3,400万円)を限度とする。
- (ア) 延べ床面積が1万m²以内の部分
5万1,700円/m²
- (イ) 延べ床面積が1万m²を超える部分
2万5,850円
- イ 免震工法等を含む特殊な工法による場合 その延べ床面積に8万6,400円/m²を乗じて得た額(延べ床面積が1万m²を超える分譲マンションにあっては、次に掲げる区分に応じ、次に定める額を乗じて得た額を合計した額)ただし、1棟当たり8億6,400万円(延べ床面積が1万m²を超える分譲マンションにあっては、17億2,800万円)を限度とする。
- (ア) 延べ床面積が1万m²以内の部分
8万6,400円/m²
- (イ) 延べ床面積が1万m²を超える部分
4万3,200円
- (5) 住宅(マンションを除く。) 延べ床面積に3万9,900円/m²を乗じて得た額。ただし、1棟当たり3億9,900万円を限度とする。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">耐震建替え工事に要する費用</p>	<p>耐震補強工事限度額と耐震建替え工事に要する費用のいずれか少ない額</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 一般緊急輸送道路沿道建物 補助対象費用に、次に掲げる区分に応じ、次に定める割合を乗じて得た額を合計した額</p> <p>ア 分譲マンション 6分の5</p> <p>イ 分譲マンション以外の建築物 次に掲げる区分に応じ、次に定める割合</p> <p>(ア) 5,000㎡以下の部分 6分の5</p> <p>(イ) 5,000㎡を超える部分 2分の1</p> <p>(2) 特定緊急輸送道路沿道建物 補助対象費用に、次に掲げる区分に応じ、次に定める割合を乗じて得た額を合計した額</p> <p>ア 分譲マンション 10分の9</p> <p>イ 分譲マンション以外の建築物 次に掲げる区分に応じ、次に定める割合</p> <p>(ア) 5,000㎡以下の部分 10分の9</p> <p>(イ) 5,000㎡を超える部分 20分の11</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">除却工事に要する費用</p>	<p>耐震補強工事限度額と除却工事に要する費用のいずれか少ない額</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 一般緊急輸送道路沿道建物 補助対象費用に、次に掲げる区分に応じ、次に定める割合を乗じて得た額を合計した額</p> <p>ア 5,000㎡以下の部分 6分の5</p> <p>イ 5,000㎡を超える部分 2分の1</p> <p>(2) 特定緊急輸送道路沿道建物 補助対象費用に、次に掲げる区分に応じ、次に定める割合を乗じて得た額を合計した額</p> <p>ア 5,000㎡以下の部分 10分の9</p> <p>イ 5,000㎡を超える部分 20分の11</p>

住宅とは、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る)を含む。

マンションとは、耐火建築物又は準耐火建築物である共同住宅のうち、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

補助対象費用は、補助対象費用の限度額と実際にかかった費用のうち低い方の額とします。

補助金額は、千円未満切捨とします。

免震工法等を含む特殊な工法による場合、対象外となります。

ご希望により、耐震診断、耐震補強工事等を行う業者に補助金を直接支払う「委任払い」ができます。

添付書類一覧表

申請書の種類	添付書類の種類
<p>荒川区緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業補助金交付内定申請書</p>	<p>【共通】 建物の所有権及び建築年月日を証する書類（写） 見積書 工程表（概要） 現況写真（カラー） 代表者承諾書（建物の所有者が複数の場合） 法人現在事項全部証明書（法人の場合） 管理組合の規約及び理事長又は代表者であることを証する書類（分譲マンション管理組合の場合）</p> <p>【耐震診断の場合】 耐震診断を行う者が耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者であることを証する書面（一級建築士免許証（写）等） 耐震診断を行う旨が記載された書面（分譲マンション管理組合の場合）</p> <p>【耐震補強設計の場合】 耐震診断結果概要書（写） 設計者が耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者であることを証する書面（一級建築士免許証（写）等） 耐震補強設計を行う旨が記載された書面（分譲マンション管理組合の場合）</p> <p>【耐震補強工事の場合】 耐震補強設計に関する評定書（写） 土地全部事項証明書又は土地の所有権を証する書類（写） 土地の所有者の承諾書（借地又は所有者が複数の場合） 工事に関する設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図等工事の内容が明示された書類） 耐震補強工事を行う旨が記載された書面（写）（分譲マンション管理組合の場合）</p> <p>【耐震建替え工事の場合】 耐震診断結果概要書（写） 土地全部事項証明書又は土地の所有権を証する書類（写） 土地の所有者の承諾書（借地又は所有者が複数の場合） 工事に関する設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図） 耐震建替え工事を行う旨が記載された書面（分譲マンション管理組合の場合）</p> <p>【除却工事の場合】 耐震診断結果概要書（写） 土地全部事項証明書又は土地の所有権を証する書類（写） 土地の所有者の承諾書（借地又は所有者が複数の場合） 除却工事を行う旨が記載された書面（写）（分譲マンション管理組合の場合）</p>
<p>荒川区緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業事業計画承認申請書</p>	<p>【共通】 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） 見積書（年度ごとの支払い額がわかるもの）</p> <p>【耐震補強設計・耐震建替え工事・除却工事の場合】 耐震診断結果概要書（写）</p>

	<p>【耐震補強工事の場合】 耐震補強設計に関する評定書（写）</p>
荒川区緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業補助金交付内定申請取下書	荒川区緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業補助金交付内定可否決定通知書
荒川区緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業着手届	<p>契約書（写） 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） 確認済証（建築物）（写）及び確認申請書（建築物）（写）（第一面から第五面まで）（耐震建替え工事の場合）</p>
荒川区緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業変更承認申請書	申請内容の変更を示す図書及び書類
荒川区緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業 事業計画変更承認申請書	<p>工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） 見積書（年度ごとの支払い額がわかるもの） 申請内容の変更を示す図書及び書類</p>
荒川区緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業完了報告書兼補助金交付申請書	<p>【共通】 領収書又は事業費の精算が証明できる書類（写） 事業費の請求書（写）（受領委任の場合） 受領委任状（受領委任の場合）</p> <p>【耐震診断の場合】 耐震診断結果報告書</p> <p>【耐震補強設計の場合】 耐震補強設計に関する評定書（写） 耐震補強工事に関する設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図、構造図、構造計算書等工事の内容が明示された書類）</p> <p>【耐震補強工事の場合】 工事の状況（着手前・工事中・完了後）が把握できる写真（カラー）</p> <p>【耐震建替え工事の場合】 工事の状況（着手前・工事中・完了後）が把握できる写真（カラー） 検査済証（建築物）（写） 設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図） 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（写）</p> <p>【除却工事の場合】 工事の状況（着手前・工事中・完了後）が把握できる写真（カラー）</p>

上記添付書類のほか、区長が特に必要と認めるもの。

〔令和8年4月作成〕

問合せ先 荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課 住宅係
電話 3 8 0 2 - 3 1 1 1 内線 2 8 2 6